

山陽小野田市民病院院内売店運営及び自動販売機設置業務仕様書

1. 設置場所等

(1) 営業（設置）場所

- ① 売 店 山陽小野田市民病院 2 階 （別添平面図のとおり）
- ② 自動販売機 山陽小野田市民病院 1 階及び 4 階並びに 8 階
（別添平面図のとおり）

(2) 営業開始予定日 令和元年 10 月 1 日

(3) 賃貸借面積

- ① 売 店 約 60.8 m²
- ② 自動販売機 1 階 約 31.5 m²
- ③ 自動販売機 4 階 約 0.7 m²
- ④ 自動販売機 8 階 約 0.6 m²

(4) 供給できる電源

電灯電源 負荷容量 6 KVA まで
なお、動力電源はありません。

2. 売店の営業条件及び実施体制の条件

売店等の運営に係る事業者の提案は、企画提案書（様式第 1 号）に従い提案内容の記載を求めるが、当院の求める要求水準は次のとおりである。

(1) 営業条件

① 営業時間

- ア 平日 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで
- イ 土・日曜日、国民の祝日 午前 8 時から午後 5 時まで

② 取扱商品

飲食物（弁当、おにぎり、パン、清涼飲料）、菓子、新聞雑誌、日用雑貨、その他当院の要請に応じた医療衛生材料等、利用者の嗜好に幅広く対応し、入院患者の生活必需品にも配慮した品揃えを行うこと。

③ 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの並びに賞味期限間際の商品など

④ 販売価格

病院利用者及び職員の利用のため地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、できるだけ安価に設定すること。

⑤ 売上実績額の正確な記録

- ア 毎月の売上実績額を正確に記録し、毎月提出すること。
- イ 年度末に年間の決算額を書面で報告すること。

(2) 実施体制

- ①病院の売店は、病院利用者及び職員が快適に利用できることが重要な要素であることを充分認識し、病院運営に貢献すること。
- ②売店に従事する従業員は、病院内での業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたるとともに、売店利用者に対して、親切丁寧に接客対応すること。
- ③食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令など規則等を遵守すること。
- ④売店の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- ⑤売店の販売商品や問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。
- ⑥売店の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。
- ⑦売店の運営に、当院の指示がある場合は迅速に対応すること。
- ⑧店舗において万一事故が発生した場合、事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行うとともに、大規模災害時においても、店舗の業務が継続できるような体制とすること。

3. 自動販売機の設置台数及び販売内容に関する条件

(1) 設置台数

- ①飲料自動販売機 1階ラウンジ 3台
- ②飲料自動販売機 4階休憩室 1台
- ③飲料自動販売機 8階病棟ダイルーム 1台

(2) デザイン、規格等

- ①自動販売機は、病院内にふさわしい色合いや、車椅子利用者等にも配慮したユニバーサルデザインのものとする。
- ②自動販売機には、ゴミ箱を隣接して設置すること。
- ③設置する自動販売機はグリーン購入法の適用機であること。

(3) 取扱商品

- ①取扱商品については、企画提案書「様式第1号」に記載すること。

(4) 取扱禁止商品

- ①酒類、その他当院が適さないと判断するものは取り扱わないこと。

4. その他の条件

(1) その他の条件

- ①売店運営に必要な機器、什器備品等の設置については、運営事業者の負担とする。店舗の設備工事については、当院と設計及び施工の協議を行ったうえ施工すること。
- ②営業に伴い生じる廃棄物は、事業者の責任において回収処分すること。
- ③商品等の搬入時間、廃棄物等の搬出は、病院利用者等に影響のないよう配慮すること。

- ④賃貸借物件を他の者へ転貸してはならない。
- ⑤事業者がその責に帰する理由により、賃貸借物件の一部又は全部を滅失又は損傷したときは、速やかに損害額を賠償するか、現状に回復すること。
- ⑥事業撤退の際は、次の出店事業者への引継ぎに全面的に協力すること。
- ⑦この仕様書に定めるもののほかに必要な事項が生じた場合、当院と協議すること。

5. ラウンジの利用に対する提案（任意）

- (1) 1階南側（正面玄関つきあたり）に設置しているラウンジ約31.5㎡（別添平面図のとおり）について提案（軽食等）があればお願いします。（様式任意）